

譲渡契約書

譲渡者（特定非営利活動法人日台親善支援協会 動物愛護事業部）を甲とし、
譲受者（ ）を乙として、

甲乙間で以下のとおり動物の所有権の譲渡に関する契約（以下「本契約」と称す）を締結する。

第1条（目的）

甲は下記の該当動物を家族の一員として飼育していかなる理由をもっても飼育放棄しないことを確約し、本契約の内容を乙が遵守することを条件にその所有権を乙に譲渡するものとする。

動物（犬・猫） / 性別（オス・メス） / 年齢（生後「___」年「___」ヶ月） /
疾患

（_____）

第2条（譲受者の遵守事項）

乙は、以下の項目について遵守するものとする。

1. 該当動物に適切な食料、給水や生活環境を提供して、日々の健康管理に気を配り、病気や負傷をした場合には速やかに獣医師による適切な医療行為（治療）を受けさせる。
2. 該当動物の各種伝染予防のワクチン接種、その他健康診断等の定期的な医療ケアを行い、次回ワクチン接種予定日「_____」年「___」月「___」日に必ず医療ケアを行う。尚、該当動物が犬の場合は、これに加えて「狂犬病予防とフィラリア予防」処置を行う。
3. 該当動物が猫の場合は、事故防止や疾病防止のために必ず完全室内飼育を行うこととし、また、動物病院への移送などで屋外へ連れ出す際には必ず運搬用ケースに入れ、猫を残したままその場を離れない。
4. 該当動物の屋外脱走防止のための必要かつ適切な措置を講ずることとし、万一、該当動物が脱走した場合には、速やかに甲に通知すると共に必ず捜索を行って捕獲に努め、行方不明になった場合には、警察、保健所、動物愛護センターに届け出る。
5. 生後6カ月を目処に、必ず不妊・去勢手術を受けさせ、甲に報告する。尚、該当動物の不妊・去勢手術は（既に完了済みである。/「_____」年「___」月頃に行う。）
6. 該当動物が犬の場合は、必ず（「_____」年「___」月末日まで）に飼い犬登録を行うと共に犬鑑札および狂犬病予防注射済票を装着（法的義務の遵守）し、飼い犬登録完了後はその旨を速やかに甲に報告する。
7. 該当動物の殺傷、虐待、保健所への持ち込み、および1ヶ月以上の第三者への飼育の委託、譲渡、担保設定、その他の処分をしない。
8. 該当動物を営利目的（動物取扱業者などへの転売目的や繁殖目的）や殺傷や遺棄その他の虐待目的で飼育しないことを確約し、これらが疑われる場合には「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の法的措置に応じ、該当動物の所有権を無条件で甲に返還する。
9. 失業、重篤な傷病などやむをえない事由で飼育が困難になった場合は、遺棄したり殺処分したりすることなく速やかに甲に連絡をして、その時点から所有権を無条件で甲に返還することとし、甲の書面による許可なく勝手に他人に譲渡しない。尚、その場合にも甲に該当動物に要した諸経費の返還を求めない。
10. 該当動物が死亡した場合、甲は獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、その死亡が自然死以外の原因による場合は原因解明の協力に応じ、虐待が疑われる場合には「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに関係法令に基づく刑事告発に応じる。

11. 本契約締結より甲が指定した期間（「_____」年「___」月「___」日まで）の間を、該当動物の飼育者としての適性を判断するための「飼育者適性試験期間」とし、当該期間満了後に該当動物の所有権は乙に移転する。但し、適正な飼育が行なわれていないと甲が判断した場合には速やかに該当動物の返還に応じる。
12. 本契約の日から定期的にメールもしくは郵送にて該当動物と日付の分かるものが写った写真を添付して甲に近況を報告する。
13. 本契約書に記載の住所や連絡先等が変更になった場合、速やかに甲に連絡をする。

第3条（譲渡人の返還請求）

甲は、乙が第2条の事項を遵守していない場合、所有権の返還要求をすることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、甲が連絡先の変更連絡を怠り、乙が連絡できない状況となっていた場合はこの限りではない。

第4条（有効期間）

本契約の期間は、本契約日から、該当動物の死亡、もしくは乙の所有権の消滅までとする。ただし、死亡診断書の提出が定められている場合はその完了までとする。

第5条（保証人）

保証人は常に乙に連絡を取り、乙が契約を遵守するように適正な助言を行い、乙が契約に反して甲への連絡を怠った場合には、速やかに連絡できるよう手配しなければならない。また、乙の契約不履行により賠償金の支払いなどが生じた場合には、保証人は乙の支払いを保証するものとする。

第6条（準拠法、合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生する紛争については、大阪地方裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。

第7条（協議事項）

本契約に関する疑義又は問題が発生した場合、甲乙協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

_____年___月___日

甲（譲渡者）

氏名 特定非営利活動法人日台親善支援協会 動物愛護事業部 ⑩

住所

電話番号：

メールアドレス：

乙（譲受者）

氏名 _____ ⑩

住所 _____

電話番号： _____ メールアドレス： _____

乙（譲受者保証人）

氏名 _____ ⑩

住所 _____

電話番号： _____ メールアドレス： _____